

つながりだより Vol:16

2017年10月25日

発行責任者：米川勝利
 茨木市桑田町 15-29-205
 TEL&FAX : 072-628-3986
 携帯電話 : 070-5265-4371
 メール : info@s-yonekawa.net



9月議会報告

議運・幹事長会室

よねかわ しょうり **米川 勝利** プロフィール

- ◇ 1986年、茨木生まれ茨木育ち
めぐみ幼稚園、大池小学校、
東中学校、茨木高校出身
同志社大学政策学部卒業
- ◇ 同志社大学大学院
総合政策科学研究科
博士前期課程修了
- ◇ 2013年1月
茨木市議会議員選挙 初当選
- ◇ 2014年9月
同大学院博士後期課程退学
- ◇ 2017年1月、2期目当選
- ◇ 所属
文教常任委員会(副委員長)
議会運営委員会

詳しいプロフィールはホームページへ
<http://s-yonekawa.net/>
 ブログも更新中！



8月24日に議案説明があり、31日の幹事長会、議会運営委員会を経て、9月議会は6日に開会し、27日に閉会しました。今回は障害者就労支援について(表面)と、大阪府福祉医療助成費制度の再構築に伴う制度改正について(裏面)、質疑をしました。

◆ 質疑で明らかにした障害者就労支援の現状と問題点

① 年々増加する障害者手帳の所持者数

本市の障害者手帳所持者数は年々増加。身体、療育、精神いずれも10年前の1.5倍以上で、2016年末現在1万4611人。

② 障害者をとりまく厳しい就労環境

本市の就労継続支援A型7箇所119人、B型18箇所393人、合計512人。このいわゆる福祉的就労は微増傾向にある。一般就労は把握していない。市の認識としても、「全国的に見ても、民間企業における雇用率の平均は法定雇用率を下回る状況にあり、本市においても障害者をとりまく就労環境はまだまだ厳しい」

*「福祉的就労」とは、福祉的な支援を受ける就労で、福祉サービス。その大部分は上記の障害者総合支援法の就労継続支援事業のA型とB型が該当。A型は雇用契約あり、B型はなし。

③ 他市はもっと進んでいる

障害者千人雇用施策を2011年から打ち出した岡山県総社市は現在は1025人(一般就労者582人、福祉的就労者443人)を達成。人口は約6万8千人で茨木市の4分の1。

④ 低い平均工賃(賃金)水準

本市の平均工賃(賃金)は、2014年は月13,567円、就労福祉金を廃止して共同受注システムを導入した2015年は12,993円と下がり、2016年は13,284円と上がったものの、福祉金廃止以前の工賃水準まで上昇していない。



Q. 以上踏まえての米川の質疑

本市の障害者の就労環境は依然厳しく、平均工賃(賃金)も上がってない。そこで、岡山県総社市の障害者千人雇用や、堺市役所食堂の就労継続支援B型事業所のような大学・企業と協力して商品開発等を行なうことにより、付加価値を高め、平均工賃(賃金)の上昇につなげていけないか。

A. 健康福祉部長の答弁

就労を希望する障害者への支援のため、自立訓練事業を開始するとともに、支援体制の整備に向け、かしの木園を就労支援拠点とした。今後も関係機関と連携し、就労機会の拡大に努める。また、障害者の工賃工場は自立促進を図る上で重要であり、大学や企業との協働により付加価値を高める取組み等を研究していく。

大阪府の制度改正がひどい！

福祉医療費助成制度の再構築に伴う
制度改正の質疑をしました

大阪府議会(2月定例会)において福祉医療費助成制度改正を伴う予算を可決。その目的は高齢化の進展・医療の高度化に伴う医療費の増加を特に必要な方へ選択・集中、そして受益と負担の適正化を図ること。

これを受け、茨木市議会9月定例会において「議案第60号茨木市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部改正等について」が上程されました(議案のタイトルだけではわかりづらいですが、福祉医療費助成制度の改正がその内容です)。

◆本議案第60号改正のポイント

- ① 子どもの医療費助成制度の対象年齢上限を**12歳から15歳までに引き上げ**(所得制限なし)。予算は1億7千万円増、トータルで10億8千万円の見込み。
- ② 重度障害者が新たな助成対象に。予算約1千万円増。
- ③ 精神通院、難病患者(56疾患)、結核患者、身体障害者3・4級、精神障害2級は**対象外**に(経過措置あり)。予算約9900万円減
- ④ 一部自己負担金(障害者医療・老人医療)について、(1)院外調剤は自己負担導入(1医療機関あたり500円)、(2)1医療機関あたりの**月額上限(月2日限度)**を撤廃し、現行の2500円から3000円に引き上げ。



大阪府福祉医療費助成制度とは？

「老人、障がい者、ひとり親家庭及び乳幼児を対象に、経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすくする環境をつくることにより、健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、医療費の自己負担の一部を助成する市町村に対して補助を行っている」。(大阪府HP)

<重度障害者医療制度のイメージ>

新たな対象者(拡充)

精神障害1級
重度の難病患者
※330疾患
約100人
+判定が必要なため、
現時点では想定不可

対象外となる者(経過措置あり)

精神通院
難病患者
結核患者
65歳以上
790人

市単独制度
身体障害3・4級
精神障害2級
60歳以上
524人

<一部自己負担金(障害者医療・老人医療)>

現行

1回あたりの負担額
→1医療機関あたり500円以内/日
月2回限度あり
院外薬局での負担なし
月額上限額 2500円

改正後

同左
月2回限度なし
院外薬局での負担あり
月額上限額 3000円

◇問題点の指摘

- ①一部自己負担の回数制限撤廃により、一旦本人が払ってから償還の手続きをしなければならない。

例:月1万5千円(500円×30日入院)かかれば、それだけ負担をして後から1万2千円が返ってくるということ(しかもお金返ってくるのに3ヶ月かかる)。

- ②利用者も毎月手続きの負担がかかり、本市事務負担が増える

償還手続きが必要になるのは受給者の3割程度、1400件と推定されている。利用者も毎月手続きの負担がかかり、本市事務負担が増える(自動償還システムを導入するまでの課題)。

- ③府議会の附帯決議があるのに、府の支援が少なすぎる

府の附帯決議があったのでまだ良かったが、それでも府の再構築なのに、自動償還のシステム改修または導入の補助金は今年度しかないいうえ、900万円(システム全体では2000万円を超える見込み)かかるところに補助金がつくかどうかまだ確定していない(※本会議終了後ようやく、府の補助要綱確定の通知があったが、最高でも500万円の補助)。

- ④子ども医療費無償化については都市間競争のようになっているため、国が一律に責任をもって実施、負担すべき(ナショナルミニマム)。

日本共産党の修正案

否決

原案

可決

但し、大阪府に対して意見書

日本共産党の修正案→否決、原案→賛成多数で可決(米川も賛成)
ただし、大阪府に対して意見書(大阪府福祉医療費助成制度変更に伴う、実施市町村への配慮を求める意見書)を全会一致で可決しました。

- ▶ 1医療機関の月額負担額上限でとめることについて、医師会、各医療機関との協議・調整・依頼を徹底されること。
- ▶ 府制度の再構築に伴うシステム改修であることを鑑みて、補助期間の延期及び府の全面的な財政負担を講じること。

採決

